

いじめ防止等のための基本的な方針

豊科北中学校

「いじめ防止対策推進法」第13条により、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定める。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(1) いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方

① いじめの定義

「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめ」とは「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等のための対策の基本理念

「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こりうる」という認識をもち、すべての生徒を対象に、いじめを未然に防止するため、早期に発見するため、適切に対応するため、学校を中心に生徒および教職員・保護者が共通の理解のもとに行動する。

(2) いじめ防止等の取組の具体的な内容

① 組織（いじめ対策委員会）

委員	主な役割
委員長（教頭）	全体の統括・渉外
副委員長（生徒指導主事）	年間計画の作成、個別のいじめ事案へ対応
生徒指導係	いじめ事案への対応
生徒相談係	いじめの相談窓口・情報収集と記録
・必要に応じて、外部専門家の助言 ・事案の状況に応じて学級担任・部活動顧問等の参加	

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

② いじめの態様の理解

「いじめを見逃さない」という姿勢を持ち、生徒の変化に対応できる視点を持つために、からかいやふざけを軽視せず適切な対応がとれるように、いじめの態様を理解することが必要となる。

(いじめの態様)

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- SNS（パソコンや携帯電話）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3) 未然防止の取り組み

いじめの起きにくい学校、学級づくり

① 日々の授業の充実

- 3観点（ねらい・メリハリ・見届け）を大切に「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着。協同的で対話的な「学び合い」の授業を通して学び合う集団づくり、互恵的な関係づくり。
- 「学習の約束」等、授業におけるルールを明確にした規律のある学習環境づくり。
- 思いやり、友情、生命の尊重、正義、公正公平、よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳の学習の工夫。

② 生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ

- 相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定。（アサーティブ・コミュニケーションの推進）
- 生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定。

③ 体験活動の充実

- 挑戦、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己肯定感が高められる活動の工夫。
- 多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫。

④ 職員研修

- 教師自身が人権感覚を大切に教育活動を展開する。
- いじめの防止等に関わる教職員のスキルアップを図る研修会を企画。（アサーティブ・コミュニケーションの職員研修会実施）

「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- 「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等を保護者や地域へ発信する。
- 人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの位置づけ。
- 保護者や地域と共にいじめ防止等の取組を考え合う機会の設定。

(4) 早期発見の取り組み

複数の目による、互いのチェックシステムの構築（日常の観察を通じた早期発見）

- 交友関係の変化、体調や表情の変化、服装の乱れや言葉遣いの変化、出席状況の変化、持ち物の紛失や変化、保健室への訪問回数の変化等、日常の小さな変化を見逃さない。
- 生活記録を通じた対話により、生徒の気持ちの変化を把握する。
- 学年会等での情報交換。

相談体制の充実

- 生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫や、校外相談窓口の周知。

- ・保健室や相談室での相談等、いつでもだれにでも相談できる工夫。
- ・スクールカウンセラーの積極的な活用。
- ・教育相談日や相談の時間の設定等による、すべての生徒との計画的な相談実施。
- ・「いじめ対策、不登校対策委員会」を中心とした確実な情報共有。

アンケートやチェックリストの活用

- ・アンケートによる生徒の学校内外の生活や、心の変化の把握。面談実施。
- ・生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握。
- ・チェックリストを用いた学級担任自らの学級経営の点検。
- ・保護者向けアンケートを活用した家庭での早期発見の協力依頼。

(5) いじめへの対応

- ・いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期の適切な対応と、関係生徒や保護者が納得する解消を目指す。
- ・見通しをもった支援、指導ができるように、対応の手順を明確にし、共通理解。
- ・支援、指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定。
- ・全体像の把握（事実確認）。いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聴き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携等のポイントの共通理解。
- ・いじめられた生徒、保護者への支援。必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置（相談室での学習等）、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、生徒に寄り添い支える体制づくり等。
- ・加害生徒への指導と保護者への助言。事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に理解を示しながらも毅然とした指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、良さを伸ばしていく関わりの継続等。
- ・いじめが起きた集団（観衆、傍観者）への指導のポイントの共通理解。
- ・いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・未然防止の観点から、生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。夏休み前に専門家によるメディア講演会を開催する。
- ・生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずる等、適切に対処する。

(7) 重大事態への対応

- ・県教委、市教委への報告と共に、警察等、関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ・県教委、市教委と連携し、弁護士、医師、臨床心理士等の外部専門家の協力を仰ぎながら、いじめ対策委員会が中心となり、事実関係を明確にする調査等に学校組織を挙げて対応する。
- ・被害生徒、保護者に対し、調査等によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時、適切な方法によりその説明に努める。
- ・被害生徒、保護者の意向に十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時、適切にすべての保護者に説明すると共に、解決に向けて協力を依頼する。
- ・いじめ対策委員会で再発防止策をまとめ、全職員で共通理解を図り、着実に実践する。

(8) その他

教員が生徒と向き合う時間の確保

- ・教員が生徒と向き合い、共に過ごす時間を確保するため、過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えたり、仕事の内容を整理したりする等、校務の効率化に努める。